

〔資料編〕

資料目次

資料 1-①	再生可能エネルギー電源別の設備認定件数及び導入件数	49
資料 1-②	再生可能エネルギー電源別の設備認定容量及び導入容量	49
資料 2-①	再エネ特措法に基づく太陽光発電設備（10kW 以上）の認定状況	50
資料 2-②	再エネ特措法に基づく太陽光発電設備（10kW 以上）の導入（稼働）状況	50
資料 2-③	再エネ特措法に基づく風力発電設備の認定状況及び価格の推移	51
資料 2-④	再エネ特措法に基づく風力発電設備の導入（稼働）状況	51
資料 3	太陽光発電設備等の導入に関する調査～「住民説明」に関する中間整理～ （令和 5 年 8 月 4 日付け経済産業省宛て参考通知）	52
資料 4	説明会における説明事項等（第 2 次取りまとめから抜粋）	77
資料 5-①	太陽光発電ガイドライン ～保守点検及び維持管理に関する事項の抜粋～	78
資料 5-②	太陽光発電ガイドライン ～標識及び柵塀に関する事項の抜粋～	81
資料 6	再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用定期報告（太陽光発電設備用（10kW 以上）） ＜抜粋＞	83
資料 7	事業計画認定情報公表用ウェブサイトの記載事項	84
資料 8	再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム＜抜粋＞	85

資料 1-① 再生可能エネルギー電源別の設備認定件数及び導入件数

(単位：件)

	太陽光 発電設備	風力 発電設備	中小水力 発電設備	地熱 発電設備	バイオマス 発電設備	合計
認定 件数	2,753,573	7,794	1,167	122	1,024	2,763,680
導入 件数	2,653,054	2,154	788	82	605	2,656,683

- (注) 1 本表は令和 5 年 3 月末時点の数値であり、固定価格買取制度開始後（平成 24 年 7 月以降）の数値である。
 2 第 87 回 調達価格等算定委員会（令和 5 年 10 月 5 日）の資料（資源エネルギー庁作成）に基づき、当省が作成した。
 3 太陽光発電設備は、住宅と非住宅の設備を合わせた件数である。
 4 「導入」とは、再エネ特措法の下で買取りが開始された状態をいう。

資料 1-② 再生可能エネルギー電源別の設備認定容量及び導入容量

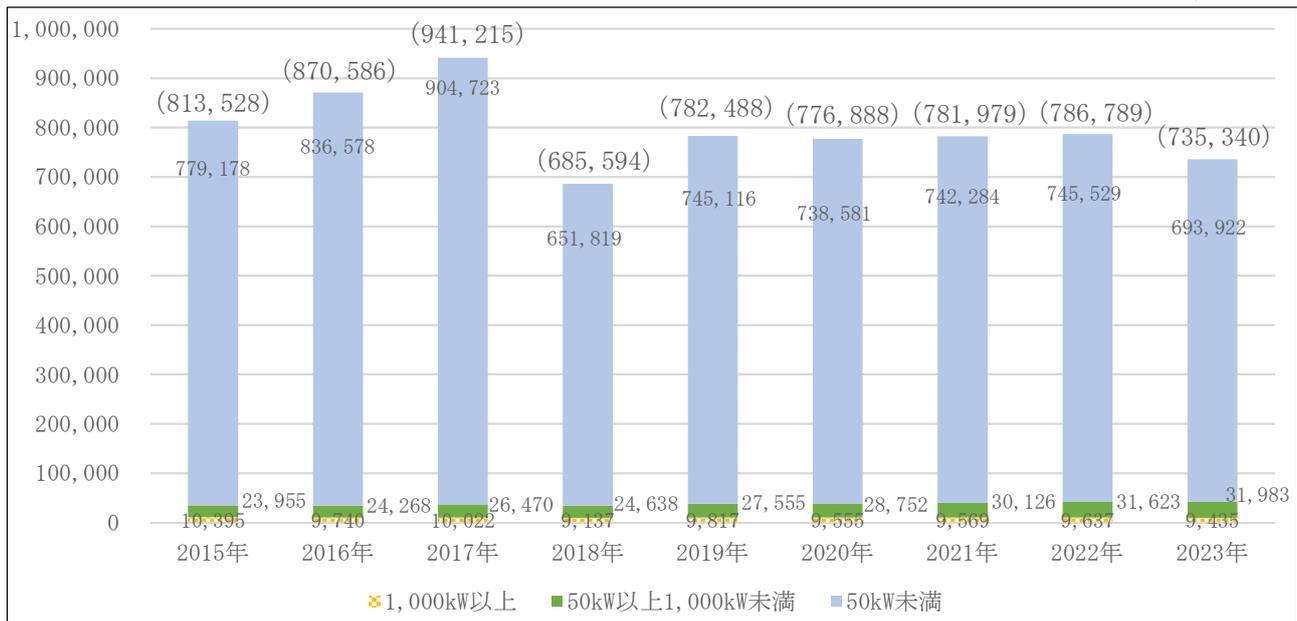
(単位：kW)

	太陽光 発電設備	風力 発電設備	中小水力 発電設備	地熱 発電設備	バイオマス 発電設備	合計
認定 容量	7,410.1 万	1,410.0 万	258.3 万	21.6 万	841.4 万	9,941.4 万
導入 容量	6,513.2 万	262.3 万	111.4 万	9.5 万	463.7 万	7,360.2 万

- (注) 1 本表は令和 5 年 3 月末時点の数値であり、固定価格買取制度開始後（平成 24 年 7 月以降）の数値である。
 2 第 87 回 調達価格等算定委員会（令和 5 年 10 月 5 日）の資料（資源エネルギー庁作成）に基づき、当省が作成した。
 3 太陽光発電設備は、住宅と非住宅の設備を合わせた容量である。
 4 バイオマス発電設備は、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計している。
 5 「導入」とは、再エネ特措法の下で買取りが開始された状態をいう。
 6 「導入容量」は、四捨五入の関係で、各再生可能エネルギー発電設備の計と合計が一致しない。
 7 固定価格買取制度開始前（平成 24 年 6 月末）までの導入量は、太陽光発電設備が約 560 万 kW、風力発電設備が約 260 万 kW、中小水力発電設備が約 960 万 kW、地熱発電設備が約 50 万 kW、バイオマス発電設備が約 230 万 kW であった。

資料 2-① 再エネ特措法に基づく太陽光発電設備（10kW 以上）の認定状況

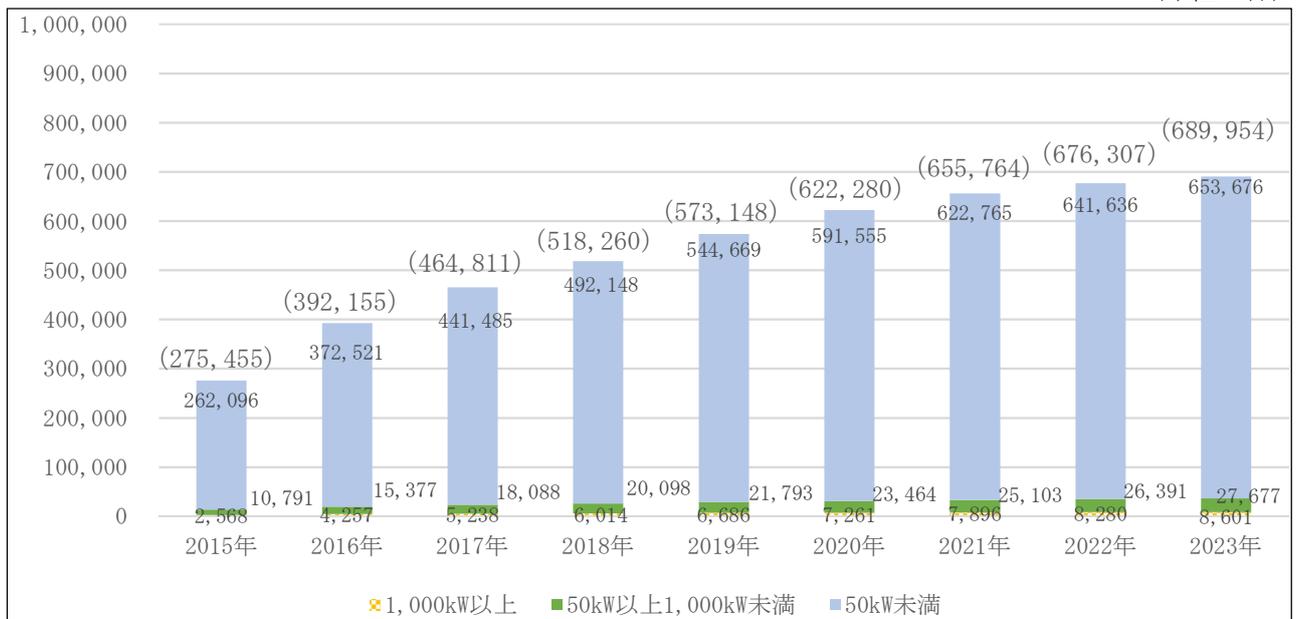
(単位：件)



- (注) 1 本表は新規認定分の各年3月末(年度末)の数値であり、()内の数値は全体の件数である。
 2 経済産業省ホームページ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」の資料に基づき、当省が作成した。
 3 「認定」とは、再エネ特措法に基づき平成29年度までは設備認定されたものを、平成30年度(2018年度)からは事業計画認定されたものをいう。認定件数には、導入開始前のものを含むが、一定期間までに導入されない場合などには、認定が失効することとなる。

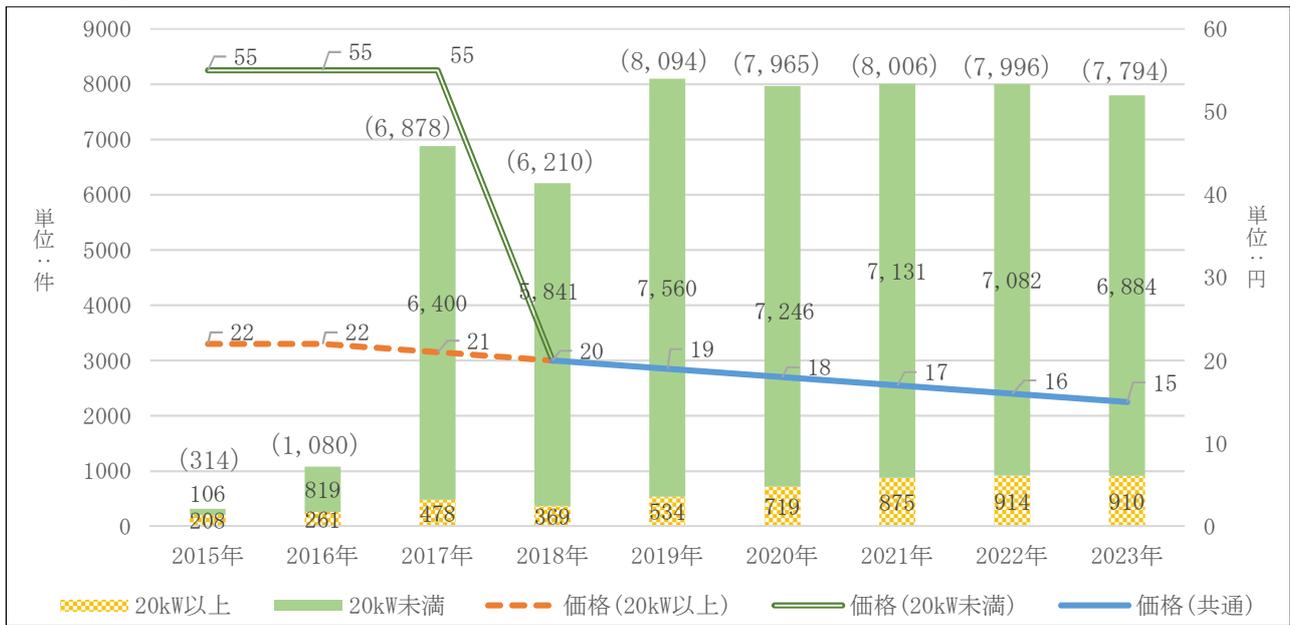
資料 2-② 再エネ特措法に基づく太陽光発電設備（10kW 以上）の導入（稼働）状況

(単位：件)



- (注) 1 本表は新規認定分の各年3月末(年度末)の数値であり、()内の数値は全体の件数である。
 2 経済産業省ホームページ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」の資料に基づき、当省が作成した。
 3 「導入」とは、再エネ特措法の下で買取りが開始された状態をいう。

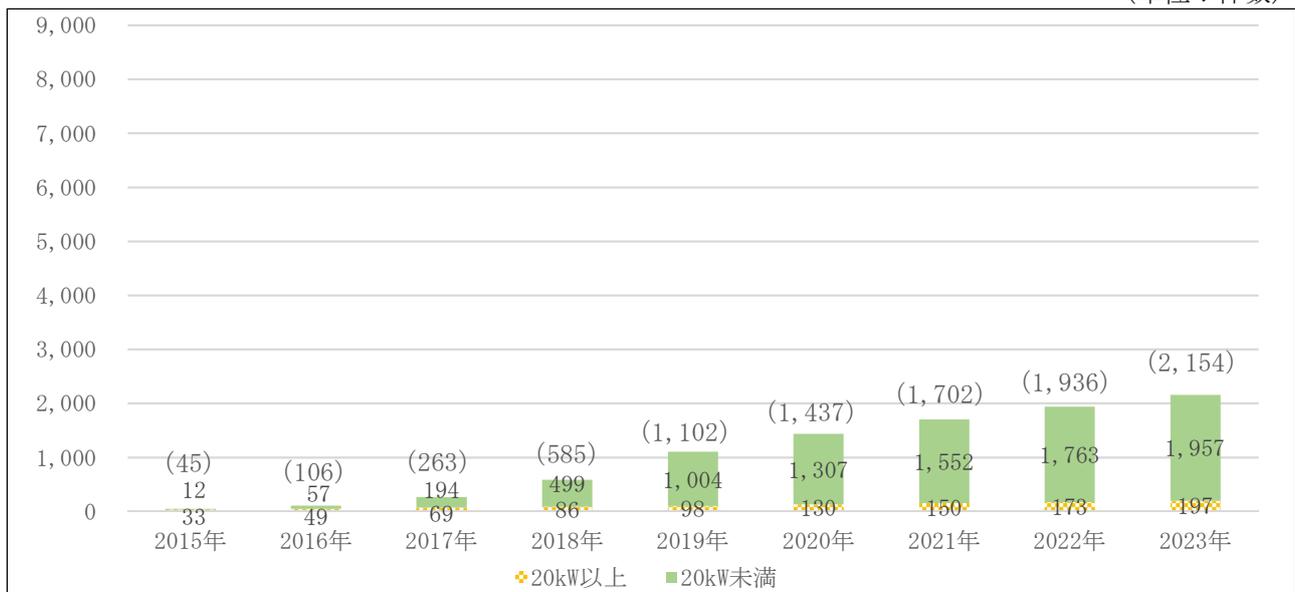
資料 2-③ 再エネ特措法に基づく風力発電設備の認定状況及び価格の推移



- (注) 1 本表は新規認定分の各年3月末(年度末)の数値であり、()内の数値は全体の件数である。
 2 経済産業省ホームページ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」及び「なっとく！再生可能エネルギー」の資料に基づき、当省が作成した。
 3 平成30年度(2018年度)以降の買取価格は、低圧案件、高圧案件とも同額となっている。なお、令和3年度(2021年度)以降、一定出力以上は入札制が実施されており、表に記載の価格は入札上限価格を表している。
 4 「認定」とは、再エネ特措法に基づき平成29年度(2017年度)までは設備認定されたものを、平成30年度(2018年度)からは事業計画認定されたものをいう。認定件数には、導入開始前のものを含むが、一定期間までに導入されない場合などには、認定が失効することとなる。

資料 2-④ 再エネ特措法に基づく風力発電設備の導入(稼働)状況

(単位: 件数)



- (注) 1 本表は新規認定分の各年3月末(年度末)の数値であり、()内の数値は全体の件数である。
 2 経済産業省ホームページ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」の資料に基づき、当省が作成した。
 3 「導入」とは、再エネ特措法の下で買取りが開始された状態をいう。

資料3 太陽光発電設備等の導入に関する調査～「住民説明」に関する中間整理～（令和5年8月4日付け経済産業省宛て参考通知）

【全文】

第1 中間整理の概要

当省は、現在、太陽光発電設備等（※1）に関するトラブル等の発生状況や市町村における対応状況などの現場の実態、トラブル等の防止・解決に向けた経済産業省の対応状況などを調査し、地域との共生を図りつつ、太陽光発電設備等の適正な導入が円滑に進められるための仕組みや運用の改善策、その進捗を把握するための方法を検討する「太陽光発電設備等の導入に関する調査」を実施している。

国では、今般、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）を改正し、令和6年4月から、再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件に、事業内容を周辺地域の住民に対して事前周知することを追加するなど、地域と共生した再生可能エネルギー発電設備（※1）導入のための規律の強化等の措置を講ずることとしており、現在、経済産業省において、措置の具体化が検討されている。

今回の中間整理は、事業内容の事前周知に関する事項についての経済産業省における検討に資するよう、当省がこれまでに把握したトラブル等の事例、地域住民への周知（以下「住民説明」という。）の事例等の調査結果を整理し、経済産業省に参考通知するものである。

※1 再生可能エネルギー発電設備には、太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備等がある（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第3条）。本調査では、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定件数の多くを占める太陽光発電設備及び風力発電設備を「太陽光発電設備等」としている。

第2 基礎調査及び実地調査の概要

本調査では、太陽光発電設備等に関するトラブル等の発生状況や市町村における対応状況などの現場の実態を把握するため、市町村を対象にヒアリング等による実地調査を行うこととした。

実地調査の対象市町村は、太陽光発電については、対象先選定のため、令和4年度中に、「太陽光発電に関する基礎調査」（太陽光発電設備の認定数上位24都道府県（※2）の全市町村が対象。以下「基礎調査」という。）を実施（※3）し、基礎調査において把握した発電出力が10kW以上の太陽光発電設備（建築物の屋根に設けられたものを除く。）に関するトラブル等の発生状況等を踏まえ選定した（※4）。また、風力発電については、小形風力発電条例の制定状況等を踏まえ選定した（※4）。

実地調査では、太陽光発電設備等の土地の開発工事段階や稼働段階において、泥水・土砂等の流出などにより、地域や地域住民に何らかの影響を及ぼしている、又は及ぼすおそれのある事例や、法令・条例違反等の事例をトラブル等の事例として把握している。

- ※2 経済産業省（資源エネルギー庁）が公開している「情報公表用ウェブサイト（*）」に掲載された「A表 都道府県別認定・導入量（令和4年6月末時点）」における、10kW以上の太陽光発電設備の認定件数（新規認定分）による。 <*<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary>>
- ※3 基礎調査は、24都道府県の943市町村で実施し、861市町村から回答
- ※4 現在、実地調査を実施しており、令和5年7月31日現在、74市町村で実施済み

第3 調査結果（中間整理の結果）

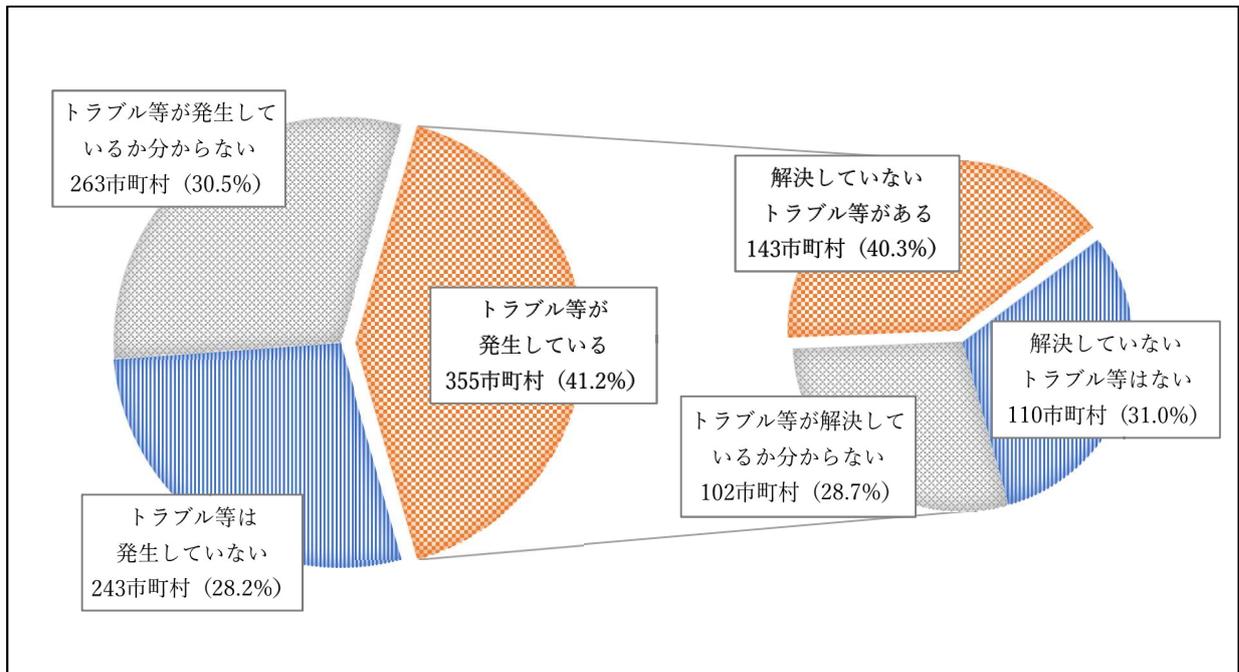
1 調査結果の概要

(1) 基礎調査結果の概要

回答を得られた861市町村のうち、約4割に当たる355市町村が、太陽光発電設備に起因するトラブル等が発生していると回答している（下図参照）。

このうち、約4割に当たる143市町村が、トラブル等で解決していないものがあると回答しており、回答を得られた市町村全体のうち、2割弱の市町村（861市町村中143市町村）で未解決のトラブル等を抱えている状況がみられた。

図 太陽光発電設備に起因するトラブル等の発生状況等



- (注) 1 当省の基礎調査結果による。
 2 括弧内の数字は市町村数に占める割合である。なお、小数第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

また、解決していないトラブル等の内容としては、「雑草等が繁茂するなど十分な管理がなされていない」と回答した市町村が最も多くみられ（69市町村）、次いで、「標識や柵、排水設備が未設置である」（44市町村）、「土砂災害発生の懸念がある」（19市町村）が多くみられた（下表参照）。

表 解決していないトラブル等の内容（複数回答）

解決していないトラブル等の内容	回答市町村数
土砂災害が復旧されていない	15
土砂災害発生の懸念がある	19
標識や柵、排水設備が未設置である	44
土地開発部局の許可を得ていない	17
条例で規制されている抑制区域等に設置されている	2
雑草等が繁茂するなど十分な管理がなされていない	69
損壊した発電設備が放置されている	4
発電設備が不法投棄されている	1
前所有者と契約内容をめぐってトラブルになっている	4
その他	66

（注） 当省の基礎調査結果による。

(2) 実地調査した市町村の調査結果の概要

ア 把握したトラブル等の内容

実地調査した市町村で把握した主なトラブル等の内容は以下のとおりである。

(ア) 土地の開発工事段階

a 開発工事や事業内容関係

- (a) 発電設備の設置に向け開発工事を行っている敷地や調整池から泥水や土砂が流出し、道路、河川、農地等に流入
- (b) 開発工事の施工内容が許可条件と相違
- (c) 発電事業者等による地域住民への説明不足

b 開発場所に関係する災害発生、騒音、景観、反射等の懸念

(イ) 発電設備の稼働段階における運営関係

- a 発電設備の敷地から泥水や雨水が流出し、道路や家屋の敷地、農地、水路等に流入、大雨等による発電設備の敷地ののり面の崩壊や発電設備自体の損壊
- b 発電設備の敷地の雑草の繁茂により通行の妨げや害虫の発生、火災発生の懸念
- c 発電設備における柵塀や標識の未設置又は不適切な設置
- d 発電設備からの騒音

イ 事前周知におけるポイントの考察に向けたトラブル等の事例の整理

経済産業省（資源エネルギー庁）が策定している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月策定。以下「太陽光発電ガイドライン」という。巻末の資料参照）では、「太陽光発電設備の設置に当たっては、関係法令及び条例を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民との関係が悪化することがある」ことなどから、「これらを未然に防ぎ、太陽光発電設備が地域と共生して長期安定的に電力を供給するため」、「地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること」と定められている（※5）。

※5 「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（平成 29 年 3 月策定）においても、同様の事項が定められている。

このように、太陽光発電ガイドライン等では、住民説明は、努力義務となっているが、今般の再エネ特措法の改正により、「再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が出力その他の事項に関する経済産業省令で定める要件に該当する場合においては」、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請前に「発電設備の設置の場所の周辺地域の住民に対する説明会の開催その他の再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置」の実施が義務化された。このことから、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な解決のための地域住民への事前周知におけるポイント（再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請前に説明しておくべき事項、説明の方法や対象など留意すべき点）を考察するため、実地調査で把握したトラブル等の内容に応じ、その発生要因と解決や今後の未然防止に向けた市町村、発電事業者、地域住民等の対応について整理する（具体的な整理結果等は下記第 4 参照）。

(ア) トラブル等の発生要因と対応

土地の開発工事段階及び発電設備の稼働段階における泥水・土砂等の流出（上記ア(ア) a (a)及び(イ) a 関係）については、様々な発生要因が考えられるが、地域住民から相談を受けて現地確認を実施した市町村が判断した要因として、「防災工事完了前に造成工事に着手」、「調整池が未整備である等排水対策が不十分」、「設備の敷地からの雨水の排水先が確保されていない」、「盛土の工法が不十分」などがみられた。

また、雑草の繁茂、柵塀の未設置や不適切な設置、騒音等（上記ア(イ) b、c 及び d 関係）については、「雑草が隣接する市道の路側帯まで繁茂し、地域住民の通行に支障」、「柵が未設置で誰でも自由に発電設備の敷地内に侵入できる状態」、「柵が境界に隣接して設置されているため、自動車の通行に支障が生じているとともに、その柵の上部も鋭利な構造となっており、こどもに危険が及ぶおそれがある」、「低周波による健康被害や騒音被害等が不安」などの事例がみられた。

こうしたトラブル等の発生要因等を踏まえ、市町村において、①発電事業者等による排水対策、除草、防音対策等の実施や住民説明、②排水対策や災害時の対応等に関する発電事業者等と地域住民との調整等に関して、助言等を行うなど、トラブル等の解決と今後の発生防止に向けた対応が行われている事例がみられた。

(イ) 住民説明の対象とすべき地域住民の範囲や説明の方法等

発電事業者等による住民説明は行われているが、市町村からみると、説明を行った地域住民の範囲や説明の方法が十分でないと考えられる事例がみられた。

その一方で、以下のように地域住民の範囲や説明の方法等について工夫している事例がみられた。

a 住民説明の対象とすべき地域住民の範囲について、発電事業者と自治会が協

議し、説明が必要な地域住民の把握漏れがないようにしている事例

- b 住民説明に、発電事業者のほか、設計業者・施工業者や保守点検責任者が参加することで、土地の開発工事や発電設備の維持管理に関する質疑応答に的確に対応できるようにしている事例
- c 図面等を用いた事業概要や造成工事の概要、維持管理の計画等を地域住民に説明したことで、発電設備の不適切な設置や維持管理が早期に発見され改善が図られた事例

(ウ) 発電設備の規模

泥水・土砂等の流出、雑草の繁茂、柵塀の未設置や不適切な設置等のそれぞれのトラブル等については、太陽光発電設備の規模にかかわらず、高圧案件、低圧案件ともにみられた（※6）。

※6 太陽光発電設備等は、系統連系時の電圧要件等により、大まかには以下のように「低圧案件」や「高圧案件」等に分類することができ、電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正（令和5年3月20日施行）により、従来、高圧案件に含まれる「事業用電気工作物」を対象としていた技術基準の適合維持義務や使用前自己確認等の安全規制について、低圧案件に含まれる「小規模事業用電気工作物」と呼ばれる10kW以上50kW未満の太陽光発電設備、20kW未満の風力発電設備も対象となった。また、再エネ特措法に基づく買取価格等にも差がある。

- ・「低圧案件」：発電設備の発電出力が、太陽光発電設備については50kW未満のもの、風力発電設備については20kW未満のものを指す。
- ・「高圧案件」：発電設備の発電出力が、太陽光発電設備については50kW以上のもの、風力発電設備については20kW以上のものを指す。このうち、発電出力2,000kW以上を「特別高圧」という（太陽光発電設備では、1,000kW（1MW）以上がいわゆる「メガソーラー」）。

(エ) 条例の制定による太陽光発電設備等の適正な設置等の促進

実地調査した市町村のうち太陽光発電設備等を含む再生可能エネルギー発電設備についての条例を制定しているところは57市町村あり、その内容をみると、ほとんどが、太陽光発電設備等の適正な設置や維持管理等に関し、発電事業者等による住民説明、市町村への事業計画等の届出、市町村による発電設備の確認などの事項を定めることにより、住環境への配慮と自然環境の保全や太陽光発電設備等との調和等を図ることを目的に制定されている。また、条例の対象とする設備規模については、高圧案件を対象としているものもあれば、低圧案件も対象としているものもある。

2 考察

今回、実地調査等で把握したトラブル等の事例をみると、事後に市町村が発電事業者等に改善策や住民説明等に関して助言等を行って対応している状況にあり、今後、太陽光発電設備等の適正な導入を進めるに当たっては、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な対応がどのように図られることとなるかについて、地域住民に理解されるよう、発電事業者が事前に住民説明を行うことが重要であると考えられる。

このため、トラブル等の解決に向けた対応が行われた事例や事前に住民説明が行われた事例等から、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な対応に資する事前の住民

説明におけるポイントを整理した。

- (1) 上記 1(2)イ(ア)に記載したトラブル等の内容や発生要因等を踏まえると、
 - ・ 泥水・土砂等の流出等については、「造成工事を始める前に防災工事を実施すること」、「調整池の設置等排水対策をどのように実施するか」、「盛土・切土やのり面の保護をどのように実施するか」、「土地の開発工事段階や発電設備の稼働段階において災害等があった場合、誰がどのような対応をするか（地域住民や市町村等との関係を含む。）」等の事項
 - ・ 雑草の繁茂、柵塀の未設置や不適切な設置、騒音等については、「除草を誰がどの時期に行うか」、「柵塀をどのように設置するか」、「防音対策はどうするか」等の事項などについて、事業計画の中で明確にし、事前の住民説明を行うことが望ましいと考える。
- (2) 上記 1(2)イ(イ)のとおり、住民説明の対象とすべき地域住民の範囲や説明の方法等に関するトラブル等の事例もみられたが、対象とする地域住民の範囲について自治会と協議している事例、設計業者等が住民説明に参加することで質疑応答に的確に対応できるようにしている事例、図面等を用いて説明することでトラブル等の迅速な発見につながっている事例もみられ、こうした地域の状況等に応じた説明や、上記(1)の事項については、図面等を活用して説明するなどの工夫をすることが望ましいと考える。
- (3) 住民説明に当たっては、説明会の開催や事業内容の個別（戸別）周知などの方法が採られているが、実地調査で把握したトラブル等の事例をみると、土地の開発工事等による泥水・土砂等の流出等は低圧案件や低圧集積案件（複数の低圧案件が隣接している案件）でも発生しており、地域住民への影響がある傾斜地に設置する案件や盛土・切土を伴う案件等については低圧案件であっても地域住民から要望があれば説明会の開催を検討するなど、特に丁寧な対応をすることが望ましいと考える。

以上のことも参考にして、太陽光発電設備等の適正な導入につながるよう、事業内容の周辺地域の住民に対する事前周知に関する具体的な仕組みの検討が進められることを期待する。

当省では、引き続き、実地調査を進め、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な対応が図られるための方策等を検討していく。

第4 具体的な整理結果等

1 トラブル等の発生要因とその解決や今後の未然防止に向けた対応

(1) 泥水・土砂等の流出、雑草の繁茂、柵塀の未設置等のトラブル等への対応事例

地域住民から相談を受けた市町村において、現地確認、発電事業者等への連絡、発電事業者等に対する改善策や住民説明等に関する助言、発電事業者等と地域住民との間での調整の推進など、トラブル等の発生後にその解決や今後の未然防止に向けた対応

が行われている事例がみられた。

ア 泥水・土砂等の流出等（上記第3の1(2)ア(ア) a (a)及び(イ) a 関係）

地域住民から相談を受けた市町村が、現地確認を実施し、その結果、市町村が判断した泥水・土砂等の流出の発生要因として、以下の事例がみられた。

- (ア) 土地の開発工事段階では、「防災工事完了前に造成工事に着手」、「調整池が未整備である等排水対策が不十分」などとしている事例
- (イ) 発電設備の稼働段階では、「設備の敷地の排水設備が未整備又は不十分」、「設備の敷地からの雨水の排水先が確保されていない」、「盛土の工法が不十分」、「計画と異なる整備」などとしている事例

こうした発生要因を踏まえ、市町村において、発電事業者や工事施工業者による防災工事等の排水対策等の実施、発電事業者等による地域住民への説明、排水対策や災害時の対応等に関する発電事業者等と地域住民との調整、市町村への発電設備に係る保守点検・維持管理計画の提出等に関して助言等を行うなど、トラブル等の解決と今後の発生防止に向けた対応が行われている事例がみられた。また、対応に当たって都道府県や経済産業局（経済産業省の地方支分部局）と相談を行っている事例もみられた。

（事例1）泥水・土砂等の流出等に関する事例

【事例1-1】～防災工事の完了前に造成工事に着手していた事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、造成工事の現場で土砂流出が発生しているとの相談があった。
- 市が現地確認すると、原因は、防災工事完了前に造成工事に着手していたためであり、市は、トラブル等の解決に向け、発電事業者に対し防災工事の実施について助言等を行い、防災対策が進められている。

【事例1-2】～排水対策が未整備であったが、市が工事施工業者に直接助言等したことで改善された事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、事前に説明がなく、いきなり造成工事が始まり、土地のかさ上げが行われ、設備敷地内に排水が流れる場所がないため、自宅前の市道に雨水がたまるような形状になっているとの相談があった。
- 市は、現地確認し、トラブル等の解決に向け、発電事業者及び工事施工業者に現場確認の結果を伝え、排水先を確保するよう助言等を行い、工事施工業者により水路の整備が行われた。また、市では、工事施工業者に直接連絡したことで迅速な解決が図られたとしている。

【事例 1-3】～排水対策が未整備であったが、市の働き掛けで排水対策や災害時の対応について発電事業者と地域住民との調整が図られた事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、開発工事中の設備の敷地から流れ出た濁水が川や農地に流れ、道路に土砂がたまっているとの相談があった。
- 市が現地確認すると、設備が設置されている敷地内に雨水を流す水路や調整池が未整備となっているなど排水対策が不十分であると判断されたことから、市は、排水対策の実施に向け、発電事業者に対し住民説明の実施を求め、設備の保守管理や造成等に関係する事業者も参加する形で説明会が開催された。
- また、複数の事業者が関係することから、市は、発電事業者が責任者として対応することを明確にするよう求め、土砂が流入した場合の対応や災害等が発生した場合の対応等を含む協定書を発電事業者と自治会の間で締結した上で、排水対策が実施されている。

【事例 1-4】～排水対策が不十分であったが、市の働き掛けで発電事業者が濁水の流出の防止等のため保守点検・維持管理計画を市に提出している事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、開発工事の現場において、調整池から濁水が流出し、河川の汚濁が発生しているとの相談があった。
- 市が確認したところ、造成工事の施工途中であり、緑化が行われていなかったことや調整池から土砂を除いて排水する機能が不十分であったことが濁水流出の原因であった。
- 市は、今後の発生防止等に向け、発電事業者と話し合いを行い、話し合いを踏まえた発電設備の保守点検・維持管理計画の市への提出を働き掛け、提出に結び付けている。

【事例 1-5】～排水対策が不十分であったが、市が助言等して改善された事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、置いてある土のうが破れている等不適切な管理がなされており、雨が降った際には、設備の敷地から雨水が自宅の敷地に流れ込み困っているとの相談があった。
- 市が発電事業者に照会したところ、側溝の設置等の対策を行っているとのことであったが、市が現地確認すると、現状の排水対策では不十分であると判断されたことから、市は、排水対策の適切な実施に向け、発電事業者に排水対策を複数提案し、提案を踏まえた対策が実施されている。

【事例 1-6】～盛土の崩壊防止対策が不十分であったが、市が発電事業者に助言等して改善された事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、設備の盛土ののり面が大雨により崩壊し、亀裂が発生したため、大規模崩落が懸念されるとの相談があった。

○ 市は、盛土の崩壊防止対策の実施に向け、修繕方法や住民説明等について発電事業者に助言等を行い、修繕工事が実施されている。

【事例 1-7】～盛土の崩壊防止対策が不十分であったが、市の助言等により盛土の崩壊防止対策の実施について発電事業者と地域住民が調整した事例（稼働段階）～

○ 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、斜面に盛土を行って設置されており、泥水（盛土を侵食して流れ出た水）が下方に流出していたため、盛土の工法に不安があるとの相談があった。

○ 市は、盛土の崩壊防止対策の実施に向け、発電事業者に助言等を行い、発電事業者が地域住民と調整した上で、盛土の斜面にコンクリートを吹き付ける工法が施工されている。

【事例 1-8】～地すべり等の防止対策が不十分であったが、市が県に報告して対応を行った事例（稼働段階）～

○ 県条例に基づく許可条件を遵守せずに設置して運転開始した後に、事業譲渡が行われていた太陽光発電設備（高圧案件）において、地すべりが発生し、のり面表土が滑り落ちていることを地域住民からの相談により市が確認した。

○ 市は、緊急事案と判断し、現在の発電事業者に応急処置を指示するとともに、県条例の対象となる地域であることから県へ報告した。これを受け、地すべり等の防止対策の実施に向け、のり面の復旧工事や排水設備の設置等について、県が中心となって、発電事業者、施工業者、測量会社、市等で複数回協議を行い、復旧工事が行われた。

【事例 1-9】～雨水の流出防止対策が不十分であったが、市が経済産業局に通報して対応が行われた事例（稼働段階）～

○ 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、発電設備の設置場所から田畑に雨水が流入しているとの相談があった。

○ 市は、雨水の流出防止対策の実施に向け、標識に記載されている発電事業者に連絡したが、連絡がつかなかったため、経済産業局に通報したところ、後日、発電事業者が特定され、市から発電事業者に対応を要請し、その後、土のうが設置されている。

イ 雑草の繁茂等（上記第3の1(2)ア(i) b 関係)

地域住民から雑草の繁茂等について相談を受けた市町村が、現地確認を実施し、以下のように、保守点検責任者、発電事業者、土地所有者に対し、除草を行うよう依頼している事例がみられた。

なお、対応に当たって「不適切案件に関する情報提供フォーム」（巻末の用語集参照）を利用した経済産業省（資源エネルギー庁）への通報を行っている事例もみられた。

(事例 2) 雑草の繁茂等に関する事例

【事例 2-1】～雑草が繁茂していたが、市が保守点検責任者に依頼して除草が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、設備敷地内の雑草が繁茂し、隣接する市道の路側帯まで伸びているため、地域住民の通行に支障が生じ、危険であるとの相談があった。
- 市は現場確認し、除草の実施に向け、保守点検責任者に対し市の条例の趣旨を説明の上、除草するよう依頼を行い、遠方の保守点検責任者に代わり、地元在住の土地所有者により除草が行われている。

【事例 2-2】～雑草が繁茂していたが、市が発電事業者に依頼して除草が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、設備敷地内に雑草や竹が繁茂しているとの相談があった。
- 市は現場確認し、除草の実施に向け、発電事業者雑草等の伐採を依頼しようとしたが、標識が未設置であったため、「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」を確認したところ、個人の発電事業者であり連絡先が掲載されていなかった（※）。このため、設備近隣の地域住民に発電事業者の連絡先を尋ね回ったが、地域住民も連絡先を知らなかったことから、最終的に登記簿の情報を元に土地所有者 3 人に連絡し、除草の依頼を行った。その結果、土地所有者の 1 人から、自身が発電事業者の代表であり、雑草等は伐採業者に依頼する旨の連絡があり、後日、除草が行われている。

※ 「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」では、認定された事業計画（発電出力が 20kW 未満の太陽光発電設備に係るものを除く。）に係る設備 ID、設備の所在地のほか、発電事業者の名称、住所、電話番号等の情報が公表されているが、個人で発電事業者となっている者については、住所及び電話番号は公表されていない。

【事例 2-3】～設備敷地内の除草が不十分で枯れ草が残っていたが、市が経済産業省に通報して改善された事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、設備敷地内の除草が不十分で枯れ草が残っており、火災になった場合に近隣の住宅に延焼するおそれがあるとの相談があった。
- 市は現場確認し、除草の実施に向け、発電事業者に除草を依頼したが、改善されなかったことから、「不適切案件に関する情報提供フォーム」を利用し、経済産業省（資源エネルギー庁）に通報したところ、後日、除草が行われている。

ウ 柵塀の未設置等（上記第 3 の 1(2)ア(イ) c 関係）

柵塀の未設置や設置の位置・構造等について、地域住民の相談を受けた市町村が、現地確認を実施し、以下のように、発電事業者等に対し柵塀の設置や改善を行うよう依頼している事例がみられた。

なお、対応に当たって経済産業局と相談を行っている事例もみられた。

(事例3) 柵塀の未設置等に関する事例

【事例3-1】～柵の設置が不適切であったが、市の関与により柵の改修が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、柵が境界に隣接して設置されているため、地域住民が自動車を運転する際、通行に支障が生じているとともに、その柵の上部が鋭利な構造となっているため、こどもに危険であるとの相談があった。
- 柵の改修に向け、現地において3者（市、地域住民、発電事業者）で柵の設置位置を移動させることや、こどもに危険がないような柵を設置することを打ち合わせ、その結果、通行に支障がなく、こどもに危険がない場所に柵の移動が行われている。

【事例3-2】～柵が未設置であったが、市の指導により柵の設置が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧及び高圧の集積案件）について、市の条例に基づく工事完了の現地検査を行ったところ、事前審査で合格した設計図書と異なり、立入防止柵が複数箇所において未設置で、誰でも自由に発電設備に侵入できる状態を確認した。
- 市は、立入防止柵の設置に向け、発電事業者に対して是正を指導し、その後、発電事業者からの報告を受け現地検査を行い、是正されたことを確認している。

【事例3-3】～柵が未設置であったが、市が経済産業局に通報して改善された事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、設備に柵が設置されていないが、付近にこどもの通学路があるので、危険防止のために柵を設置してほしいとの相談があった。
- 市は現場確認し、柵の設置に向け経済産業局に通報したところ、経済産業局から発電事業者を指導するとの連絡があり、その後、柵が設置されている。

【事例3-4】～柵が未設置であったが、市が経済産業局に通報して改善された事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、設備の倒壊を受け、市が現地確認したところ、当該設備は柵の設置義務の対象外であると発電事業者が認識していたため、柵が設置されていない状況であった。
- 市は、当該設備が柵の設置義務の対象か否かを経済産業局に照会したところ、経済産業局から、設置義務の対象であるため、発電事業者を指導するとの連絡があり、その後、設備敷地の外周に柵が設置されている。

エ 風力発電設備の騒音等（上記第3の1(2)ア(ア) b及び(イ) d 関係)

地域住民から騒音等について相談を受けた市町村が、以下のように、発電事業者等に対し相談内容を伝え、対応するよう依頼している事例がみられた。

(事例 4) 風力発電設備の騒音等に関する事例

【事例 4-1】～住民説明がないまま建設工事が行われていたが、市の関与により住民説明や騒音測定器の設置等が行われた事例（開発工事段階）～

- 風力発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、事前に住民説明がなく建設工事が行われており、低周波による健康被害や騒音被害等の不安から設置に反対であるとの相談があった。
- 市が、発電事業者に対し、住民の不安を解消し、理解が得られるよう努めてほしいと依頼したところ、発電事業者は、住民説明会を複数箇所で開催するとともに、低周波や騒音の測定器を設置する等の対応を行い、発電設備の整備が進められた。

【事例 4-2】～風車の回転に起因する騒音が発生していたが、市の関与により騒音対策が行われた事例（稼働段階）～

- 風力発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、風車の回転により生じている騒音について相談があった。
- 市が、発電事業者に対し、地域住民からの相談内容を伝え、対応するよう依頼したところ、発電事業者において、一定の時間帯は回転数を下げて運用する、隣接する民家には防音措置を講ずるなどの対応が行われている。

(2) 住民説明の対象範囲や方法等に関するトラブル等への対応事例

太陽光発電ガイドラインにおいては、「地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること」と定められている（巻末の資料参照）。

実地調査においても、以下のように、住民説明を行う地域住民の範囲や説明会の開催や戸別訪問などの具体的な方法に関してトラブル等となり、市町村が、発電事業者や地域住民等に助言等を行っている事例がみられた。

(事例 5) 住民説明の対象範囲に関する事例

【事例 5-1】～住民説明の対象とすべき地域住民が分からず住民説明を未実施（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、境界線に設置されているにもかかわらず、柵塀等がなく危険である旨相談があった。また、同設備には標識もなく、事前の住民説明もなかったとのことであった。
- 市は、認定設備情報（巻末の用語集参照）から発電事業者を特定し、相談内容を伝え、その後、保守点検責任者から相談者に直接連絡し調整が行われている。
- 住民説明を行っていなかったことについては、説明する地域住民の範囲が分からず、隣接地に住宅がなかったため行わなかったとのことであった。このため、市から、今後は隣接地の居住者だけでなく土地所有者にも説明することや、自治会にも相談し、説明する地域住民の範囲を協議するよう伝えた。

【事例 5-2】～住民説明が必要な自治会に対する説明を未実施（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、発電事業者から市に事業計画書の提出がされたことを受け、市が設置予定地の現地確認及び住民への聴き取りを行ったところ、設置予定地に隣接している二つの自治会のうち、一つには住民説明を未実施である状況を確認した。
- 市が発電事業者を確認したところ、未実施の自治会は、設置予定地から道路を挟んだ位置関係にあったことから、説明の対象にしなかったとのことであったため、同自治会にも説明するよう指導した。その後、事業者から同自治会の住民にも周知した旨の報告を受け、説明がされていることが確認できた。

【事例 5-3】～住民説明が必要な地域住民に対する説明を未実施（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、設置予定地からの流水等による被害が心配であり、設備に関する説明を聞いていないため不安であるとの相談があった。
- 同設備は小高い丘のような場所に設置予定であり、発電事業者は、設置予定地に隣接する地域住民に対しては説明を行っていたものの、下流域（丘の下方）の地域住民は対象にしていなかった。
- 市は、発電事業者と住民の双方の意見を聴取し、その結果、下流域の地域住民への影響も想定されると判断し、下流域の自治会を対象とした住民説明を行うよう発電事業者に助言等したところ、同事業者は元々下流への土砂等の流出防止措置等を講じていたため、その措置内容等について説明を行うこととなった。

（事例 6）住民説明の方法等に関する事例

【事例 6-1】～住民説明を不適切な方法で実施して市に届出（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、発電事業者から、個別に地域住民に事業内容を説明したとして、事業届出書の提出があったため、条例に基づく市と発電事業者との協議を検討していたところ、地域住民に直接説明すべき具体的な施工計画（事業区域、スケジュール等条例施行規則に定める事項）の内容について郵便ポストに資料を入れるだけなど不適切な説明方法を採用していたため、同意を保留した。
- しかし、市の同意を得ずに事業に着手したため、市は条例に基づき発電事業者に勧告を行い、その後、発電事業者により条例で対象となっている住民に事業内容等の説明が行われている。

【事例 6-2】～住民説明を不適切な方法で実施して市に届出（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、発電事業者から提出された住民説明の結果報告書において、住民説明を実施したとしていたが、実際は、土地の境界確定の立会い時の地権者による署名を利用したもので、住民説明を実施せずに工事に着手していたことが判明した。
- その後、地域住民から市に対し相談も寄せられたことから、市は発電事業者に住民説明を行うよう助言等を行い、その後、住民説明が行われている。

(3) 事前の住民説明によりトラブル等の未然防止や迅速な対応が図られている事例

事前に住民説明を行っている事例の中には、以下のような事例がみられた。

- ① 地域住民からの意見等を踏まえ、排水対策等に関する事業計画の見直しを行うなど、トラブル等の未然防止に資する取組が行われている事例
- ② 図面等を用いた事業概要や造成工事の概要、維持管理の計画等を地域住民に説明したことで、不適切な設置や維持管理が早期に発見され改善が図られた事例

(事例7) トラブル等の未然防止に資する取組事例

【事例 7-1】 ～発電事業者が市と地域住民からの住民説明における提案を採用（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、工事着手前に、地域住民や地元の産業関係者から建設中止を求める動きがあったことを踏まえ、発電事業者が地域住民や地元の産業関係者向けの説明会を複数回開催した。
- 説明会には、発電事業者、施工設計業者・施工業者、保守管理を行う事業者などが参加し、地域住民からの質問事項について詳しい事業者が回答するなどした。
- 地域住民等からの反対が強いことから市も説明会に参加し、発電事業者に対し、濁水対策として沈砂池の新設やフィルターを設置を提案した。その結果、発電事業者は、濁水対策のための沈砂池の設置、造成面積の縮小、緑地面積の大幅な拡大等、地域住民等の意見を取り入れた提案等を行い、事業を進めることとなった。

【事例 7-2】 ～住民説明での自治会の意見を踏まえた市の指導に沿って発電事業者が対応（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、防災工事完成後に発電事業者が説明会を実施し、自治会から、事業区域から法定外公共物の水路への雨水の排水方法について意見が出された。
- 自治会から意見があった水路への雨水の排水方法については、水路が市の管理物であることから市が発電事業者に対し指導し、指導に沿った対応が行われている。

(事例8) 不適切な設置や維持管理が早期に発見され改善が図られた事例

【事例 8-1】 ～地域住民が住民説明の資料と異なる造成工事を発見（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、発電事業者が事業区域の自治会と相談し、説明会ではなく、発電事業者から市に提出された図面等を用いた事業の概要や造成工事の概要等を記載した資料の回覧が行われた。
- 回覧により事業計画等を把握していた地域住民から市に、計画と異なる造成工事が行われているとの相談があり、市は、防災・安全対策を含めた是正の検討を行うよう発電事業者に助言等を行い、その後、防災工事等の対応が行われている。

【事例 8-2】～地域住民が住民説明と異なる維持管理の状況を発見（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、草刈りが不十分な設備があるとの相談があった。地域住民によると、発電事業者は住民説明で年に2回（毎年1月、7月前後）草刈りを行うと説明していたが、実際には秋になって草刈りが行われていることがあり、そもそも年に2回草刈りが行われているかも疑わしい状況であるとのことであった。
- 市が現地確認したところ、設備を覆い隠すほど草が生い茂っている状態であったことから、市の要綱に基づき、電話で草刈りを行うよう指導を行った。その後、草刈りが行われたものの不十分な状態であったが、現在は管理者が変更され、草刈りは適切に行われている。

2 住民説明への市町村の関与の状況

(1) 条例に基づく住民説明の取組状況

市町村の中には、条例を制定し、太陽光発電設備等の適正な設置及び維持管理等に関し、発電事業者等による住民説明を義務化しているものもある。

住民説明に関して条例で定めている事項としては、住民説明の方法（説明会の開催、事業内容の周知等）、地域住民の範囲、住民説明の運営基準等（開催の要件・場所・頻度・日時、説明者、対象者の範囲、周知方法等）、説明すべき基本的な事項、住民説明結果の市町村への報告などがあり、中には、地域住民が住民説明に応じない場合等の取扱いについて定めている市町村もみられた（参考1の例6参照）。

実地調査を行った市町村のうち住民説明を条例で義務化している市町村についてみると、そのほとんどにおいて、条例制定後、住民説明の未実施や住民説明時又は発電設備の設置後のトラブル等は、発生していない又は少ないと認識している状況がみられた。

(事例 9) 条例に基づく住民説明に関するトラブル等が条例制定後は未発生等の事例

- ① 条例では、住民説明に当たって、事前に市に協議する規定は設けていないが、条例で定める住民説明の計画（周知計画書案）の確認と、発電事業者に対する住民説明に当たっての必要な助言（発電事業者に対し、実施予定地に隣接等する自治会等を明示し、自治会等と説明方法等について協議すること、説明資料に地域住民が関心を持つ「事業の図面」、「発電規模」、「太陽光パネルの設置枚数」等を盛り込むことなど）を行っており、住民説明の実施方法や説明内容に起因するトラブルは生じていないと認識している。
- ② 条例により、発電事業者は、設備設置前に住民説明を実施することとされているため、住民説明が実施されていない例はないと認識しており、結果として、太陽光発電設備の設置後のトラブルは少ないと認識している。
- ③ 住民説明がないまま設備が設置されることを防ぐため、条例において住民説明の実施義務を規定した。条例制定以降は、発電事業者に対して住民説明を実施するよ

う指導しており、大きなトラブルはないと認識している。

- ④ 条例上、地域住民への説明及び地域住民と締結した協定書の提出を発電設備の設置許可の条件としており、本条件は遵守されていると認識している。

(2) 市町村が積極的に住民説明会に参加して助言・調整を行っている事例

発電事業者による住民説明会が行われる場合の市町村の対応を実地調査したところ、住民説明会は、発電事業者と地域住民との間で行われるべきものとして、参加していないとする市町村が多くみられた。

一方で、地域住民から要望があった場合や同じ地区での住民説明会が既に複数回実施されている場合には、市町村が住民説明会に参加して助言等を行っている事例や、以下のように、市町村が積極的に住民説明会に参加して、助言や調整等を行っている事例もみられた。

また、市町村が自治会に対し、条例の内容を説明した上で住民説明会の実施に協力を要請するなど、住民説明会の実施に向けて市町村が工夫している事例もみられた(参考2参照)。

(事例10) 市町村が積極的に住民説明会に参加して助言・調整を行っている事例

- 市では、関係各課が連携し、発電事業者主催の住民説明会に出席したり、事業を開始した発電事業者と環境保全協定を締結したりするなどの対応を行っている。地域住民から発電事業者への意見や要望があった場合には、その内容を発電事業者に伝えるとともに、これらの意見や要望に対しての取組状況を確認するなどの対応を行っている。
- 具体的な事例として、太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から、発電設備の設置によって大雨の際に河川流入水量が増加することを危惧する意見や要望があったことから、地域との共生を図るため、市が積極的に調整を行い、次の取組が実施されるよう促している。
 - i) 市と事業を開始した発電事業者との環境保全協定に基づく発電事業者の対応
 - ・ 建設工事による下流域への土砂の流出防止計画書の提出
 - ・ 土砂流入の有無や水質等に係る定期的な調査及び報告
 - ・ 地域住民との協議会の設置
 - ii) 調整池への定点カメラの設置
 - iii) 発電事業者が設置した私道の地域住民への開放
 - iv) 農薬の不使用と、調整池の水質調査の実施及び報告
 - v) 市と事業を開始した発電事業者との意見交換会の実施 等

【参考1】条例の住民説明に係る記載例

(例1) 住民説明の方法

条例における住民説明の方法に係る規定内容をみると、i) 説明会開催を義務付けている市町村、ii) 説明(周知)の実施を義務付け、地域住民の要求があれば説明会開催も求めている市町村、iii) 周知の方法として説明会開催のほか、戸別訪問等も容認している市町村などがみられた。

(条例記載例 1-1)

事業者は、事業を施行しようとするときは、(市への)届出を行う前に、自治会の住民及び近隣関係者に対し、事業内容等に関する説明会を開催しなければならない。

(条例記載例 1-2)

① 事業者は、発電設備設置事業を実施する前に町内会及び近隣関係者に対して事業の内容、工事の施工方法及び安全対策並びに発電事業を終了した後の対応その他周知すべき事項(次項においてこれらを「周知事項」という。)について説明を行い、十分な理解を得るように努めなければならない。

② 事業者は、町内会から周知事項について説明を求められたときは、説明会を開催するものとする。

(条例記載例 1-3)

① 事業者は、市への新規届出又は事業承継による届出をする前に、あらかじめ近隣関係者に対し、事業計画の内容について周知を図らなければならない。

② 事業者は、前項の周知を行うに当たっては、当該事業計画の内容について理解が得られるよう努めなければならない。

(規則) 近隣関係者への周知は、変更しようとする内容が軽微なものであり、市長が認める場合は、省略することができる。

(規則) 住民説明の結果報告の様式(抜粋)

周知の方法(説明会・戸別訪問・その他の別)

(条例記載例 1-4)

事業者は、事業を実施しようとするときは、住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催しなければならない。ただし、発電出力が200kW未満の事業に限り、市長が説明会を開催することが困難であると認めるときは、戸別訪問その他適当な方法をもって住民等に事業の内容等を周知することにより、説明会の開催に代えることができる。

(注) 実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

(例2) 地域住民の範囲(隣接住民、事業区域を含む自治会(隣接自治会)等)

条例における住民説明の実施が必要な地域住民の範囲に係る規定内容をみると、i) 事業区域(設備設置場所)の隣接地の住民(近隣関係者)、ii) 同区域から一定距離の範囲の住民、iii) 同区域を含む自治会とその住民、iv) 同区域を含む自治会に隣接する自治会とその住民、v) 設備設置により影響を受ける住民(例えば、下流域に居住する住民)などとなっている。

(条例記載例 2-1)

○ 地域住民等

ア 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者

イ 事業区域の周辺地域に存する自治会

<p>(条例記載例 2-2)</p> <p>○ 地域住民</p> <p>事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、事業区域が活動範囲に含まれる自治会、発電設備設置事業により、これらの者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者並びに設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業の事業を営む者で組織する団体をいう。</p>
<p>(条例記載例 2-3)</p> <p>○ 地域住民等</p> <p>ア 事業区域に隣接する土地の所有者、占有者又は土地管理者</p> <p>イ 事業区域の境界からおおむね 300 メートル以内の区域に居住する住民又は当該区域で事業を営む者</p> <p>ウ 事業区域の境界からおおむね 300 メートル以内の区域に居住する住民が所属する自治会の会長（同様の職務を担当するものを含む。）</p> <p>エ その他市長が必要と認める者</p>
<p>(条例記載例 2-4)</p> <p>○ 近隣関係者の範囲</p> <p>条例に規定する特定施設の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（近隣関係者）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者</p> <p>(2) 前号に定める土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者</p> <p>(3) 地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する関係住民</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者</p>
<p>(条例記載例 2-5)</p> <p>○ 近隣関係者</p> <p>ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者</p> <p>イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者</p> <p>ウ 事業区域の全部又は一部を含む自治会</p> <p>エ 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体</p> <p>オ その他これらの者と同程度の影響を受けると市長が認めるもの</p>
<p>(条例記載例 2-6)</p> <p>○ 地元関係者 発電設備の設置に関し、その理解を得る必要がある次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 土地所有者並びに事業区域に隣接する土地の所有者、占有者及び土地管理者</p> <p>イ 事業区域の境界からおおむね 100 メートル以内に居住する者又は事業を営む者</p> <p>ウ 事業区域及びこれに隣接する土地の町会長並びに同様の職務を担当する者</p> <p>エ 風力発電設備からの水平距離が当該発電設備の高さの 2 倍に相当する範囲内に居住する者又は事業を営む者</p> <p>オ その他市長が必要と認める者</p>
<p>(条例記載例 2-7)</p> <p>○ 近隣住民等</p>

小形風力発電設備にあつては当該小形風力発電設備の風車を支持する工作物の中心から 200 メートル、マイクロ風力発電設備にあつては当該マイクロ風力発電設備の風車を支持する工作物の中心から 100 メートル以内の区域に居住する者並びに事業所及び学校等を利用する者をいう。

(注) 実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

(例 3) 住民説明の運営基準等 (開催の要件・場所・頻度・日時、対象者の範囲、周知方法等)
条例や条例施行規則において、住民説明の運営基準や運営方法等を規定している市町村はないが、条例に係る手引やガイドラインを策定し、その中で、住民説明の運営基準等を定めている市町村があった。

(例 4) 説明すべき基本的な事項

条例における、住民説明で説明すべき事項に係る規定内容をみると、事業 (計画) の内容、設置工事の施工期間や工事内容、設備設置による影響とその対策、雨水排水経路、トラブルへの対応のほか、図面を配布するとしている市町村もみられた。

(条例記載例 4-1)

説明会の内容については、次に掲げる事項を地域住民等に対し説明するものとする。

- (1) 事業区域の範囲
- (2) 再生可能エネルギー発電事業の内容
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る施工期間及び工事内容
- (4) 再生可能エネルギー発電事業により自然環境及び生活環境に与える影響
- (5) 前号の影響から自然環境及び生活環境を保全するための措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業区域及び周辺地域における自然環境及び生活環境の実情に応じて、市長が必要と認める事項

(条例記載例 4-2)

発電事業者は、説明会を開催する場合は、次の各号に掲げる事項について、説明を行わなければならない。

- (1) 敷地境界
- (2) 敷地境界から建築物又は工作物までの距離 (建築行為がある場合)
- (3) 建築物又は工作物の高さ (建築行為がある場合)
- (4) 雨水排水経路 (事業区域内及び放流先)
- (5) 施設等の管理方法
- (6) 地域住民とのトラブルへの対応 (工事完了後も含む。)
- (7) その他発電事業者と地域住民相互が必要と認める事項

(条例記載例 4-3)

説明会を開催する場合は、説明資料として次に掲げる書類を書面にて参加者等に対し配布しなければならない。

- (1) 次第、日時、概要等を記載した書類
- (2) 位置図 (縮尺 2,500 分の 1 以上)
- (3) 平面図又は土地利用計画図 (地番記載のもので縮尺 500 分の 1 以上)
- (4) 工事車両等進入経路図 (縮尺 2,500 分の 1 以上)
- (5) 排水計画図及び断面図 (縮尺 500 分の 1 以上)
- (6) 太陽光パネル等仕様書
- (7) 架台断面図及び構造図 (構造計算書を含む。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業区域における地域住民と協議のうえ、必要と

する書類

(注) 実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

(例5) 住民説明結果の市町村への報告（報告方法、報告事項等）

条例における、住民説明の実施結果の市町村への報告に係る規定内容をみると、発電事業の届出・許可等の申請書に、地域住民説明報告書の添付を求めている市町村が多くみられた。同報告書は、多くの市町村の条例施行規則において様式が定められており、同報告書に住民説明に使用した資料や議事録、周知した地域住民の名簿等を添付させている市町村もみられた。

また、市町村に提出する地域住民説明報告書の作成に当たっては、発電事業者の氏名を明記した上で、署名や押印を求めている市町村もみられた。くわえて、同報告書の内容を確認するため、地域住民や自治会の代表者の氏名（署名）と押印を求めている市町村もみられた。ただし、地域住民や自治会代表者の中には、内容確認のための署名や押印について、同意と認識されることを恐れて消極的な者もいるとする市町村もみられた。

(条例記載例 5-1)

- 条例の規定による届出及び協議は、発電設備設置事業届出・協議書に、次に掲げる書類等を添えて提出することにより行うものとする。
 - ・ 地域住民への周知及び説明実施報告書（様式）＜※地域住民ごとに作成＞
 - (様式)
 - ・ 事業名
 - ・ 地域住民の住所、氏名
 - ・ 事業区域との隣接等状況
 - ・ 周知方法
 - ・ 周知の際の意見・要望等
 - ・ 説明要請の有無
 - ・ 説明の状況：説明日時、説明場所、意見・要望等、意見・要望等への回答
- ※ 記載内容の確認：事業者の氏名、押印

(条例記載例 5-2)

- 条例の規定による届出は、発電事業届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
 - ・ 地域住民等説明報告書（様式）
 - (様式)
 - ・ 開催日時、開催場所
 - ・ 説明者名、参加者名
 - ・ 説明会の状況（内容）
 - ・ 地域住民等の意見・要望、地域住民等の意見・要望への回答
- ※1（添付）説明会の資料を添付
※2 記載内容の確認（事業者側）：年月日、事業者の氏名、署名又は押印
記載内容の確認（地域住民側）：年月日、自治会等名及び代表者氏名、署名又は押印

(条例記載例 5-2)

- 条例第9条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- ・ 地域住民説明会報告書（様式）
- （様式）
 - ・ 事業区域の所在地
 - ・ 開催日、開催回数、開催場所
 - ・ 説明者名、参加者名
 - ・ 説明の状況（内容）
 - ・ 地域住民の意見・要望、地域住民の意見・要望への回答
 - ※ 記載内容の確認（事業者側）：年月日、事業者の住所、氏名（押印等不要）、電話
 - 記載内容の確認（地域住民側）：年月日、地域住民の住所、氏名（押印等不要）、電話

（注） 実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

（例6） 地域住民が住民説明に応じない場合や説明しても納得しない場合の取扱い

条例において、地域住民が住民説明に応じない場合や説明しても納得しない場合の取扱いを規定している市町村がみられた。

（条例記載例 6-1）

事業者は、住民等の理解が得られるように努めるものとする。ただし、住民等が事業者の説明に応じないことその他規則(※)で定める理解を得られない理由があるときは、この限りでない。

（条例施行規則）

条例に規定する住民等の理解を得られない理由とは、次に掲げるものとする。

- (1) 住民等が事業者の説明又は協議に応じないとき。
- (2) 住民等が理解を得られない理由を明らかにしないとき。
- (3) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

（条例記載例 6-2）

- 事業者は、地域住民等が説明会の開催に応じないときは、説明書を個別に配布するなど事業の周知に努めるものとする。
- 事業者は、前項の場合において、その対応した状況について、対応状況報告書により、市長に報告するものとする。

（条例記載例 6-3）

申請予定事業者は、地域住民に対し事業計画の周知を図るため、地域住民に対して当該事業計画についての説明会を開催しなければならない。ただし、説明会を開催することが困難であると市長が特に認めるときは、この限りでない。

（注） 実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

【参考2】市町村による住民説明の実施に向けての工夫

市町村では、①自治会等に対して条例の内容を説明して協力を要請、②住民説明の実施に当たっての発電事業者への指導・助言の実施、③住民説明や協定締結に向けて地域住民への助言等、④条例で発電事業者・土地所有者・市民の責務の明記など、地域と共生した太陽光発電設備等の導入推進等のため、住民説明の実施等に向けて様々な工夫を行っている。

【参考 2-①-1】 ～市が自治会に対して条例に基づく説明会開催等の協力を要請～

市は、毎年度当初、自治会長に対して、i) 条例の趣旨（自然環境、景観及び居住環境と太陽光発電設備設置事業との調和、市民、事業者及び行政の情報共有・共通理解を前提とした立地の適正化）、ii) 条例手続の流れ（事前相談→届出・協議→完了確認）、iii) 自治会に協力を依頼する内容（地域住民への条例の周知、説明会開催の要請）を説明した資料を配布し、条例の周知の協力を求めるとともに、当該資料を解説した動画を公開

【参考 2-①-2】 ～市が自治会に対して条例に基づく説明会開催の協力を要請～

市は、条例で義務付けている地域住民への説明会の開催を円滑に行えるよう、自治会長から太陽光発電設備設置に関する問合せがあった場合には、条例の趣旨を説明し、住民説明会の開催に協力してもらうよう依頼をしている。

【参考 2-①-3】 ～市が自治会に対して条例に基づく説明会開催等の協力を要請～

市は、自治会長が一堂に会する会議（総会）を毎年度開催しており、市の各課から地域住民に必要な事項について案内をしている。昨年度は、条例の内容や太陽光発電に係る事業において自治会長に依頼する手続等（説明会等開催の協力、同意書への署名）について案内

【参考 2-②-1】 ～市が発電事業者等に対して住民説明等の実施について助言～

市は、条例において、住民説明に当たって事前に市に協議する規定は設けていないが、事前に発電事業者から太陽光発電設備の設置に係る連絡や相談があった際は、条例に基づく手続（市への事前届出、事業計画の地域住民への周知、市経由で提出される地域住民の意見に対する事業者による見解の提出、市による事業の同意等）について説明するとともに、条例で定める住民説明（地域住民への事業計画の周知計画）の案段階の内容を確認し、周知する地域住民の範囲、説明の方法、説明に使用する資料等について必要な助言を実施

【参考 2-②-2】 ～市が発電事業者等に対して住民説明等の実施について指導～

市は、条例に基づき発電事業者による住民説明を求めており、住民説明の実施に当たっては、県の運用マニュアル（太陽光発電設備の安全な導入の促進を目的に制定）を参考にし、戸別説明や自治会の回覧等、地域事情に十分に留意しながら、適切な手法により実施するよう指導

【参考 2-③-1】 ～市が地域住民から協定締結に係る照会に対して助言～

住民説明については、合意が得られたとする事業者と、十分な説明を受けていないとする地域住民との見解の相違によりトラブルとなる場合があるので、合意内容を協定として締結することがある。市は、地域住民から発電事業者との協定に関する照会があった場合、発電事業者との協定書の様式例を紹介。この様式例では、目的、防災設備、排水、水質維持、権利義務の継承等を例示（様式例の出典は不詳）

【参考 2-③-2】 ～市が住民説明について地域住民に対して助言等～

太陽光発電設備（高圧案件）の設置に当たり、市としては、地域住民に対し、ただ反対するのではなく、不安が解消されるような施工方法を実施してもらえよう、何が不安かを発電事業者に伝える必要があると説明している。

なお、本案件については、市が早い段階で地域住民の反対運動を耳にしていたため、

発電事業者に対し、丁寧な住民説明をするよう助言していた。発電事業者も、早い段階で回覧板により要望・意見を聴き、許認可関係を確認した上で回答するなど丁寧な説明を行っているが、実際には、地域住民の中には、ただ反対している者や、設備や施工等に詳しくないため発電事業者にどう要望すればよいか分からないという者もいる。

【参考 2-④-1】～条例で事業者、土地所有者等及び市民の責務を規定～

(事業者の責務)

発電事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、市民の安全安心を確保し、地域社会の発展に寄与し、並びに自然環境及び生活環境の保全に努め、災害が発生することがないように、事業区域及び対象設備を適正に管理するとともに、地域住民等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

発電事業者は、地域住民等から再生可能エネルギー発電事業に関する苦情等があった場合は、地域住民等の理解を得るため、誠実な対応をするように努めなければならない。

(土地所有者の責務)

土地の所有者、占有者又は管理者は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境及び生活環境の保全上支障が生じ、又は災害が発生することがないように、その所有、占有又は管理に係る事業区域の土地を適正に管理しなければならない。

(市民の責務)

市民は、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

【参考 2-④-2】～条例で事業者、土地所有者等及び市民の責務を規定～

(事業者の責務)

① 設置事業者及び発電事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境等に十分配慮するとともに、災害等が発生する事態が生ずることのないよう必要な措置を講じなければならない。

② 設置事業者及び発電事業者は、関係住民等の意見を聴き、その意見を尊重し、常に関係住民等と良好な関係を保つよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

土地の所有者、占有者又は管理者は、設置事業及び発電事業により、自然環境等を損ない、又は災害等が発生する事態が生ずることのないよう事業区域を適正に管理しなければならない。

(市民の責務)

市民は、この条例の基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に基づく手続の実施に協力するよう努めなければならない。

【参考 2-④-3】～条例で事業者の責務及び市民の協力を規定～

(事業者の責務)

① 事業者は、設置事業を実施するとき又は設置事業の実施により設置した太陽光発電設備を用い発電する事業を実施するときは、この条例及び関係法令を遵守し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に十分配慮するとともに、地区及び近隣関係者との良好な関係の保持に努めなければならない。

② 事業者は、その事業に必要な公共施設及び公共的施設を自らの負担と責任において整備するよう努めなければならない。

③ 事業者は、太陽光発電設備及び事業区域の万全な管理を行うよう努めなければならない。

(市民の協力)

市民は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(注) 参考 2-①-1 から 2-③-2 までは、当省の調査結果による。また、参考 2-④-1 から 2-④-3 までは、実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

【参考 3】市町村が条例の対象としている太陽光発電設備等の範囲

市町村では、太陽光発電設備等や再生可能エネルギー発電設備に係る条例の制定に当たり、その対象となる発電設備の範囲について、参考 3-1（太陽光発電設備）及び参考 3-2（風力発電設備）のとおり、太陽光発電設備では発電出力、事業面積（事業区域の面積）、風力発電設備では設備の高さや羽の受風面積等により定めている。

（参考 3-1）市町村が条例の対象としている主な太陽光発電設備の範囲

（単位：延べ市町村数）

範囲		条例の対象の設定状況
発電出力	1,000kW 以上	2 (2)
	500kW 以上	1 (-)
	50kW 以上	12 (7)
	30kW 以上	1 (1)
	20kW 以上	3 (1)
	10kW 以上	15 (6)
事業面積	50,000㎡ 以上	1 (-)
	10,000㎡ 以上	1 (-)
	5,000㎡ 超	1 (1)
	3,000㎡ 以上	2 (1)
	1,000㎡ 超	2 (1)
	1,000㎡ 以上	13 (4)
	500㎡ 超	2 (-)
	500㎡ 以上	2 (1)
	400㎡ 以上	1 (-)
	300㎡ 以上	2 (1)
	100㎡ 以上	1 (1)
計		62 (27)

(注) 1 実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

2 市町村の中には、発電出力と事業面積の両方を範囲としてところなどがあり、重複計上している。

3 括弧内は、集積を含んでいる市町村数で内数である。

なお、条例では、集積について、以下のような定義をしている市町村が多い。

- ・ 事業者が、同時期若しくは近接した時期又は既に施工されている事業の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合
- ・ 実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備
- ・ 当該事業区域に近接した場所に設置され、又は設置される予定の太陽光発電設備であって当該太陽光発電設備と一体性を有すると市長が認めるものがあるとき
- ・ 同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備

（参考 3-2）市町村が条例の対象としている主な小形風力発電設備の範囲

○小形風力発電：①発電出力 50kW 未満かつ受風面積 25 ㎡以上

②発電出力 20kW 未満かつ受風面積 200 ㎡未満

【用語集（本中間整理で使用した用語）】

- 「市」：個別の市町村名は記載せず、「市」に統一
- 「県」：個別の都道府県名は記載せず、「県」に統一
- 「自治会」：地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体（自治会、町内会、町会、区会、区など）
- 「発電事業者」：太陽光発電設備等の維持、運営を行おうとする、又は行っている事業者で、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けると認定事業者となる事業者
- 「不適切案件に関する情報提供フォーム」：再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルが発生する事案が増えていることから、経済産業省（資源エネルギー庁）のHPに「不適切案件に関する情報提供のためのフォーム」を掲載し、このフォームに記入する方法により地域住民や地方公共団体等からトラブル等の事案についての情報提供を求めている。
- 「認定設備情報」：経済産業省（資源エネルギー庁）の「再生可能エネルギー電子申請」サイト上で、ログインIDを取得した地方公共団体等に提供されている、認定を受けた再生可能エネルギー事業計画の情報で、「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」では公表されていない個人で発電事業者となっている者の住所及び電話番号等も掲載されている。

資料 太陽光発電ガイドライン<抜粋>

<p>第2章 適切な事業実施のために必要な措置</p> <p>第1節 企画立案</p> <p>2. 地域との関係構築</p> <table border="1"><tr><td><p>① 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。</p><p>② 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても、自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。</p></td></tr></table> <p>【解説】</p> <p>太陽光発電設備の設置に当たっては、関係法令及び条例を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民との関係が悪化することがある。地域住民の理解が得られず、反対運動を受けて計画の修正・撤回を余儀なくされる事態や、訴訟問題に発展した事例も存在する。</p> <p>これらを未然に防ぎ、太陽光発電設備が地域と共生して長期安定的に電力を供給するため、①について、事業計画作成の初期段階から太陽光発電事業者からの一方的な説明だけでなく、自治体や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>① 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。</p> <p>② 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても、自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。</p>
<p>① 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。</p> <p>② 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても、自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。</p>	

(注) 下線は当省が付した。

資料4 説明会における説明事項等（第2次取りまとめから抜粋）

	説明の観点	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	電源の規模	対象となるエリア
安全面	斜面への設置	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	盛土・切土	○	○	○	○	○		
	地盤強度	○	○	○	○	○		
	排水対策	○	○	○	○	○		
	法面保護・斜面崩落防止策	○	○	○	○	○		
	防災施設の先行設置	○	○	○	○	○		
	設備設計	○	○	○	○	○		
	施行後の管理の継続性	○	○	○	○	○		
	事業終了後の措置	○	○	○	○	○		
景観	景観への影響	○	○	○	○	○	規模を問わない	自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護エリア
自然環境 生活環境	騒音	○	○	○	○	○	環境アセスメント 対象規模	エリアを問わない
	振動	○	○	○	○	○		
	排水の汚れ／濁り	○	○	○	○	○		
	反射光	○						
	雑草の繁茂	○						
	風車の影による日照障害		○					
	温泉への影響			○				
	蒸気の噴出			○				
	流量等への影響				○			
	燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響 (交通/ばい塵・粉じん/臭気等)					○		
	その他の大気環境（大気質）への影響	○	○	○	○	○		
その他の水環境への影響	○	○	○	○	○			
その他の生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全への影響（動物、植物、生態系）	○	○	○	○	○	動植物・生態系への影響を踏まえ、法律・条例で設定されたエリア		
廃棄等	廃棄等費用の総額等	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	太陽光パネルの含有物質等	○						
	工事時に発生する産業廃棄物・残土	○	○	○	○	○		

資料 5-① 太陽光発電ガイドライン ～保守点検及び維持管理に関する事項の抜粋～

第2章 適切な事業実施のために必要な措置

第1節 企画立案

1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

(略)

- ④ 土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、開発計画の策定を行うように努めること。

(略)

【解説】

太陽光発電事業者による土地開発行為は、適切な措置を行わない場合、周辺への雨水や土砂の流出、地すべり等を発生させるおそれがある。(略) そのため、土地及び周辺環境の調査・土地の選定に当たっては、土砂災害の防止、土砂流出の防止、水害の防止、水資源の保護、植生の保護、希少野生動植物の個体及び生息・生育環境の保全、周辺の景観との調和などに配慮するとともに、反射光等による地域住民の住環境への影響がないように考慮することが必要である。

(略)

第2節 設計・施工

発電設備の運転開始後、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電し供給するためには、土地開発を含め長期的な安全の確保及び発電の継続に留意した設計を行うことが基本であり、防災、環境保全、景観保全の観点から策定した計画に基づいた設計及び施工が適切に実施されることが極めて重要である。

(略)

1. 土地開発の設計

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発の設計を行うこと。巻末の付録1の付表2に記載の関係法令に基づく許可等が必要である場合は、事業計画の認定の申請を行う前に当該許可等を取得していること。

[再エネ特措法施行規則第5条の2第3号、第4号]

- ② 上記に加え、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全のための適切な土地開発の設計を行うように努めること。

【解説】

①について、土地開発の設計が適切に行われない場合、前述(第1節1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続)のとおり、周辺への雨水や土砂の流出、地すべり等を発生させるおそれがあり、事業が継続困難となることもある。

(略)

②について、関係法令及び条例がない又は適用されない場所においても、設置する土地によっては、同様に土砂災害や景観等に配慮した設計が必要な場合がある。

(略)

3. 施工

(略)

- ② 防災、環境保全、景観保全を考慮し土地開発の施工を行うように努めること。また、施工の際は、周辺地域の安全を損なわないように努めること。

(略)

4. 周辺環境への配慮

- ① 設計・施工に当たり、発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるように努めること。また、発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるように努めること。また、太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害することのないよう、適切な措置を講ずるように努めること。

(略)

【解説】

長期的な地域との共生の観点から、周辺環境への影響を考慮した設計を実施することが必要である。(略)

第3節 運用・管理

(略)

再生可能エネルギー発電事業を安定的に行うためには、発電設備の性能低下や運転停止といった設備の不具合、発電設備の破損等に起因する第三者への被害を未然に防ぐため、発電設備の定期的な巡視や点検の実施が重要である。また、運転開始後に適切な対応を確実に実施するためにも、事業の計画段階において、保守点検及び維持管理に係る適切な実施計画の策定及び実施体制の構築が必要である。

(略)

1. 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築

① 保守点検及び維持管理に係る実施計画（点検項目及び実施スケジュールを含む。以下「保守点検及び維持管理計画」という。）を策定すること。その際、関係法令及び条例の規定に従い、保守点検及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第14号〕

(略)

③ 策定した保守点検及び維持管理計画に基づき、適切に保守点検及び維持管理を実施する体制を構築すること。電気事業法の規定により選任した電気主任技術者（小規模事業用電気工作物の場合は保守管理担当者）が必要な場合、その者を含めた体制とすること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第14号〕

④ 発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号〕

(略)

【解説】

事業計画の段階において、保守点検及び維持管理計画や体制を検討していなかったため、運転開始後に発電電力量の低下や不具合が発生しているにもかかわらず、発見や対処が遅れる、あるいは放置されたままになっているという事例が報告されている。その原因の一つとして、太陽光発電事業者保守点検及び維持管理の必要性に関する知識や、実際の保守点検及び維持管理のノウハウが不足しており、適切な計画の策定や体制の構築がなされていないという点が挙げられている。

①について、上記の背景を踏まえ、長期安定的に太陽光発電事業を実施できるよう、事業の計画段階において、適切な保守点検及び維持管理計画を策定し、またその実施体制の構築が必要である。具体的に定めるべき事項としては、以下のような例が挙げられる。

- ・ 保守点検及び維持管理スケジュール
- ・ 保守点検及び維持管理の人員配置・体制計画
- ・ 保守点検及び維持管理の範囲
- ・ 保守点検及び維持管理の方法
- ・ 保守点検及び維持管理時の安全対策
- ・ 保守点検及び維持管理結果の記録方法 等

(略)

④について、特に事故発生時などは、速やかに対応ができるように体制を整えておくことが重要である。

(略)

4. 周辺環境への配慮

① 事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認するように努めること。

② 発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。

(略)

④ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めること。

【解説】

太陽光発電事業を継続的かつ適切に実施するためには、発電設備の安全確保、発電性能維持のみでなく、周辺環境や地域住民に対しても危険が及んだり生活環境を損なったりするおそれがないようにすることが必要である。これまでに、土砂災害の危険性を高めるような斜面への太陽光発電設備の設置や排水計画が不十分なことに伴う土砂の流出などが報告されている。また、景観破壊や日照障害により、太陽光発電事業者と地域住民との関係が悪化した事例も報告されている。

①について、このような事態は、太陽光発電設備の運転開始後に発生する場合も多いため、太陽光発電事業者は、このような事態を招かないような企画立案をするとともに（第1節参照）、運転開始後も適切に発電設備の設置場所を管理し、地域へ配慮することが求められる。計画及び設計時に検討した排水計画や土砂流出の防止対策など、防災、設備安全、環境保全、景観保全、その他の項目に関して、適切に実施されている

かを随時確認することが必要である。(略)

②について、周辺に地域住民の生活の場がある場合は、発電設備の安全や発電効率に影響がない事象であっても、周囲環境への影響を与えるおそれがある事象については、適切に対応することが望ましい。
(略)

付録

1. 主な関係法令リスト

付表1 太陽光発電事業に係る主な土地関係法令

法令	関係手続の例	所管
海岸法	海岸保全区域等内の占用許可 海岸保全区域等内の行為許可	国土交通省 農林水産省
河川法	河川区域等内の占用許可 河川区域等内の工作物新築等許可 河川区域等内の土地掘削許可	国土交通省
環境影響評価法	環境影響評価手続	環境省 経済産業省
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	国土交通省
景観法	景観計画区域・景観地区内の行為届出	国土交通省
港湾法	臨港地区内の行為届出 港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用許可	国土交通省
国土計画利用法	土地売買等の届出	国土交通省
砂防法	砂防指定地内の行為許可 砂防設備の占有許可	国土交通省
地すべり等防止法	地すべり防止区域内の行為許可 ぼた山崩壊防止区域における行為許可	国土交通省 農林水産省
自然環境保全法	自然環境保全地域内の行為許可	環境省
自然公園法	特別地域・特別保護地区内の行為許可	環境省
消防法	危険物取扱所設置許可	総務省
振動規制法	指定地域内の特定施設設置届出	環境省
森林法	林地開発許可 保安林指定解除手続 伐採及び伐採後の造林の届出	農林水産省
絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	環境省
騒音規制法	指定地域内の特定施設設置届出	環境省
宅地造成等規制法	宅地造成に関する工事の許可申請手続	国土交通省
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域内の工事許可 特定盛土等規制区域内の工事許可	国土交通省 農林水産省
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区の区域内の行為許可	環境省
道路法	道路の占用許可 特殊車両通行許可	国土交通省
都市計画法	開発許可	国土交通省
土壤汚染対策法	土地の形質変更に係る届出	環境省
農業振興地域の整備に関する法律	市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	農林水産省
農地法	農地転用許可	農林水産省
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地形質変更届出	環境省
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可	文部科学省

※1 掲載した関係法令以外にも、「工場立地法」、「土地区画整理法」、「農村地域工業等導入促進法」、「水産資源保護法」、「都市公園法」、「国有林の管理経営に関する法律」、「国有財産法」、「都市緑地法」、「生産緑地法」、「航空法」、「港則法」、「漁港漁場整備法」、「水質汚濁防止法」、「道路交通法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「外国為替及び外国貿易法」等の遵守が必要となる場合がある。

※2 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、太陽光発電事業者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、最終的な確認・判断を行うこと。

※3 (略)

※4 (略)

(注) 1 下線は当省が付した。

2 太陽光発電ガイドラインの全文は経済産業省（資源エネルギー庁）のホームページに掲載されている。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

3 風力発電ガイドラインにも同様の内容が定められている。

資料 5-② 太陽光発電ガイドライン ～標識及び柵塀に関する事項の抜粋～

第2章 適切な事業実施のために必要な措置

第2節 設計・施行

4. 周辺環境への配慮

(略)

② 出力 20kW 以上の太陽光発電事業者は、発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画における以下の項目について記載した標識を掲示すること。いずれの項目についても必ず記載し、事業計画の記載内容と一致するように記載すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第5号〕

・ 発電設備の区分

「太陽光発電設備」と記載。

・ 発電設備の名称

・ 設備 ID

・ 発電設備の設置場所

・ 発電設備の出力

・ 認定事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※）、住所

・ 保守点検責任者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※）

（※）法人の場合の代表者氏名については任意。

・ 連絡先

設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、認定事業者又は保守点検責任者いずれかの連絡先（電話番号）を記載すること。

・ 運転開始年月日

運転開始前においては、「(西暦) ○○○○年○月○日 (予定)」と記載すること。運転開始予定日が変更された場合には、その都度、標識中の当該項目について修正すること。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月を「(西暦) ○○○○年○月○日」と記載すること。ただし、2017年度以前に標識を設置した場合は、平成表記でも構わない。

標識は、土地の開発・造成の工事開始後（土地の開発・造成を行わない場合には発電設備の設置工事の開始後）速やかに掲示すること。風雨により劣化・風化し文字が消えることがないよう適切な材料を使用することとし、発電設備の外部から見えやすい位置に取り付けること。また、強風等で標識が外れることがないように設置すること。

(略)

④ 設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項3号〕

(略)

【解説】

(略)

②について、太陽光発電設備が地域における公衆安全や生活環境を損なうおそれがある場合、発電設備についての管理責任を負う者が不明であると危険な状態への速やかな対応ができないおそれがある。このため、当該事業に係る情報を掲示しその管理責任を負うべき太陽光発電事業者の所在を明らかにし、地域住民や自治体が緊急時に速やかに連絡を取れるようにすることが求められる。

再エネ特措法では、再生可能エネルギー発電事業者（出力 20kW 未満の太陽光発電事業者を除く。）に対して、発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側から見えやすい場所に標識を掲示することを求めており、以下の図「標識のイメージ」に準じた標識を設置することが必要である

(略)

また、緊急時に太陽光発電事業者又は保守点検責任者に連絡が取れるよう、「再生可能エネルギー発電事業者」又は「保守点検責任者」のいずれかの項目において、連絡先（電話番号）を記載すること。

図 標識のイメージ

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	D×××××××15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
再生可能エネルギー 発電事業者	出力	150.0 kW
	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
保守点検責任者	連絡先	××-××××-××××
	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	××-××××-××××
運転開始年月日		(西暦)○○○○年X月○日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

(略)

発電設備が健全な状態であれば、発電設備に触っただけでは感電することはないが、外観から異常を判断することは容易ではないため、発電設備が地絡などの異常状態にある場合には、第三者が感電等により被害を受けるおそれや、安定的な発電が阻害される可能性がある。そのため、再エネ特措法において、この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずることが認定基準となっている。これらの危険を防止するためには、発電設備の周囲に柵や塀などを設置し、容易に第三者が発電設備に近づくことがないよう適切な措置を講ずることが必要である。

具体的には、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置することが求められる。柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。

(略)

- (注)
- 1 下線は当省が付した。
 - 2 太陽光発電ガイドラインの全文は経済産業省（資源エネルギー庁）のホームページに掲載されている。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf
 - 3 風力発電ガイドラインにも同様の内容が定められている。

資料7 事業計画認定情報公表用ウェブサイトの記載事項

設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力(kW)	発電設備の所在地		新規認定日	運転開始報告年月	事業用太陽光 地域活用要件の 該当の有無	廃棄費用の積立方法	廃棄費用の積立状況	調達期間終了年月
							代表住所	他の筆数						

- (注) 1 事業計画認定情報公表用ウェブサイト (<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo>) に基づき、当省が作成した。
 2 「発電設備の所在地」については、本資料のとおり、代表地番のみ記載されているものと、全ての地番が記載されているものと、2種類の資料がある。

資料 8 再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム<抜粋>

再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム

入力
入力内容確認
完了

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルが発生する事案が増えています。そこで、経済産業省では、そのような事案に対しては、関係行政機関と連携しながら、再エネ特措法や関係法令等に基づいて、事実関係を把握した上で、過度に不適切な案件については、必要に応じて発電事業者に指導等を行うべく、事案についての情報提供を求めています。ご懸念の発電設備がございます場合は、以下のフォームにより情報提供をお願いします。

なお、情報をご提供いただく際は、下記の点にご留意ください。

(略)

所属団体名 *必須	例：株式会社○○○○ ※個人の方は、「個人」と記載ください。
お名前 *必須	例：山田 太郎
フリガナ *必須	例：ヤマダ タロウ
Eメールアドレス *必須	例：example@example.co.jp (確認用) 例：example@example.co.jp
電話番号 *必須	例：03 - 1111 - 2222 ■ 情報提供フォーム
電源の種類 *必須	<input type="radio"/> 太陽光発電 <input type="radio"/> 風力発電 <input type="radio"/> バイオマス発電 <input type="radio"/> 中小水力発電 <input type="radio"/> 地熱発電 ※1つご選択ください
郵便番号 *必須	100 - 8501
都道府県 *必須	----- 選択してください -----
設備所在地 *必須	例：××市△△町○○丁目◆番地 ※設備所在地は、地番までご記入ください
トラブル・懸念項目 *必須	トラブルや懸念についてあてはまる項目を選択してください。(複数選択可) <input type="checkbox"/> 感電や設備飛散等の発電所設備に係る危険性 <input type="checkbox"/> 土砂崩れ、土砂流出等の土砂災害の危険性 <input type="checkbox"/> 景観破壊 <input type="checkbox"/> 自然環境の破壊 <input type="checkbox"/> 無許可、無届け <input type="checkbox"/> その他
現場写真	現場写真をアップロードしてください ※アップロード可能な画像は1ファイル10MB未満です [ファイルの選択] ファイルが選択されていません [ファイルの選択] ファイルが選択されていません [ファイルの選択] ファイルが選択されていません [ファイルの選択] ファイルが選択されています [ファイルの選択] ファイルが選択されていません [ファイルの選択] ファイルが選択されています [ファイルの選択] ファイルが選択されていません [ファイルの選択] ファイルが選択されています
具体的なトラブル・懸念点 *必須	具体的なトラブルや懸念点についてご記入ください (全角3000文字以内) ※案件の確認には現場写真が必要です。